

P T A会則

(名称および事務所)

第1条 本会は高知県立嶺北高等学校P T Aと称し、事務所を本校内におく。

(目 的)

第2条 本会は保護者と教職員との密接な連帯をはかり、相互の協力により生徒の健全な育成と福祉の増進につとめ、本校教育の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会はその目的達成のために次の各号の事業を行う。

- (1) 会員は連絡を密にし、学校と協力して生徒の学力向上と福祉の増進に努める。
- (2) 研修活動、広報活動を活発に行い会員相互の教養と親睦を深める。
- (3) その他教育上必要な事業を行う。

(会 員)

第4条 本会は次の各号に該当する会員で組織する。

- (1) 本校に在学する生徒の保護者。
- (2) 本校に在職する教職員。
- (3) その他本会の目的に賛同する者。

(会費及び経費)

第5条 本会の会費は月額400円とする。但し、特別に事情ある者は減額または免除する。

- 2 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれに充てる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおきその任期を1年とする。但し、再任を妨げない。また、補欠就任の場合は前任者の残任期間とする。

- 2 会長は1名とし本会を統括する。
- 3 副会長は4名とし会長を補佐し会長が事故あるときはその代理をする。なお副会長の内1名は教頭をあてる。
- 4 専門部長は各部1名とし、各部の事業について企画、執行の中心となる。
- 5 書記は1名とし庶務を掌る。なお書記は教員をあてる。
- 6 会計は1名とし会計事務を処理する。なお、会計事務については会長が校長に委任する。
- 7 監査は2名とし会計を監査する。その結果は総会で報告する。
- 8 役員は会員の中から年度初めの総会で選出する。
- 9 顧問は若干名として会長が委嘱し、その諮問に応ずる。

(常任委員)

第7条 常任委員は年度初めての総会において選出する。常任委員の数は若干名とする。

(機 関)

第8条 本会は次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 常任委員会

(総 会)

第9条 総会は年1回以上開き、次の事項を行う。ただし、臨時総会は会長が必要と認めたとき及び常任委員会総数の過半数又は会員の5分の1以上の要求のあった場合会長が招集する。

- (1) 会則の制定並びに変更
- (2) 事業及び会計の報告

- (3) 役員及び常任委員の選出
- (4) その他必要と認めた事項
- 2 総会は会長が招集し出席会員の過半数をもって決議する。総会の議長は総会で選出する。
- 3 総会は必要に応じ嶺北高等学校振興会並びに嶺北高等学校体育後援会と合同で開催することができる。

(役員会)

第10条 役員会は必要に応じて会長が招集する。役員会は、会長、副会長、各専門部長、書記、会計で構成し、次のことを決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 本会の諸事業の計画及び運営に関する具体的な事項
- (3) 総会から委任された事項

(常任委員会)

第11条 常任委員会は役員会及び常任委員で構成し必要に応じて会長が招集する。常任委員会は総会並びに役員会より委任された事項について審議決定する。

(専門部)

第12条 本会は次の各号のとおり専門部を置く。役員および常任委員はいずれかの専門部に所属し、部員の互選によって専門部長を選出する。

- (1) 育成部は校区内各地域の連携、生徒の校外活動の支援、中高一貫教育の推進協力を行う。
- (2) 広報部は、情報発信、広報紙の発行、PTA活動の記録を行う。
- (3) 事業部は式典、祝賀会の企画運営、学校行事への参加、校内環境整備を行う。
- (4) 研修部は会員の研修、生徒の学力向上と進路についての研究を行う。
- (5) 寮生保護者部は互いの連絡を密にしながら、町営寮の運営などに関し、協議等を行ったうえで学校に意見を伝える。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(慶 弔)

第14条 本会の会員等の慶弔にあたっては、次のとおり慶弔の意を表する。

- (1) 会員が死亡の場合、10,000円又は供花をおくる。
- (2) その他の慶弔に際しては、必要と認める場合に、役員会で協議する。

(雑 則)

第15条 この会則で定めるものの他、必要が生じた事項その他については、別に定めることができる。

付 則

本会会則は昭和28年4月1日より実施する。

本会会則は昭和59年5月10日より一部改正し実施する。

本会会則は昭和62年5月20日より一部改正し実施する。

本会会則は平成元年5月11日より一部改正し実施する。

本会会則は平成5年5月29日より一部改正し実施する。

本会会則は平成10年4月25日より一部改正し実施する。

本会会則は平成14年6月9日より一部改正し実施する。

本会会則は平成19年4月28日より一部改正し実施する。

本会会則は平成20年4月29日より一部改正し実施する。

本会会則は平成23年4月29日より一部改正し実施する。

本会会則は平成25年4月27日より一部改正し実施する。

本会会則は令和3年4月25日より一部改正し実施する。